

# 高等職業訓練促進給付金の紹介

令和8年4月～

## ■ 制度内容 ■

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格を取得しようとするとき、修業期間中の生活費の負担軽減のため、訓練促進給付金が支給されます。

またその他に、進級したときに進級支援給付金、修業を修了したときに修了支援給付金が支給されます。

## ■ 対象者 ■

市内にお住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の全ての条件を満たす方

- ① 申請時において20歳未満の児童を養育している方
- ② 児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成事業を受給しているか、又は受給できる所得水準にある方（所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。）
- ③ 養成機関において6か月以上のカリキュラム（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合は、情報関係の講座に限る。）を修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ⑤ 過去に高等職業訓練促進給付金の給付を受けていない方
- ⑥ 高等職業訓練促進給付金と同趣旨の給付を受けていない方

## ■ 対象資格 ■

### 対象資格一覧

①看護師（准看護師）	②介護福祉士	③保育士
④理学療法士	⑤作業療法士	⑥歯科衛生士
⑦美容師	⑧社会福祉士	⑨製菓衛生師
⑩調理師	⑪シスコシステムズ認定資格	⑫LPI 認定資格
⑬その他、市長が地域の実情に応じて定める資格		

## ■ 給付額 ■

### 訓練促進給付金

令和6年度から給付額を月額4万円増！

支給区分	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
給付額（月額）	140,000円	110,500円

### 進級支援給付金

令和6年度から新しく給付開始！

給付額	上限200,000円 (進級日後、新たに必要になった教材費の実費額)
-----	---------------------------------------

### 修了支援給付金

支給区分	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
給付額	50,000円	25,000円

## ■ 支給期間 ■

修業全期間（上限48月）

## ■ 給付までの流れ ■

### ● 訓練促進給付金

- ①申請をする概ね1か月前に事前相談 ⇒ ②交付申請 ⇒ ③交付決定通知 ⇒  
④修業（申請者） ⇒ ⑤修業状況の報告 ⇒ ⑥給付 ⇒ ④から⑥の繰り返し

## ● 進級支援給付金

①進級日から 30 日以内に進級支援給付金交付申請 ⇒ ②交付決定通知 ⇒ ③給付

## ● 修了支援給付金

①修了日から 30 日以内に修業完了届及び修了支援給付金交付申請 ⇒ ②交付決定通知 ⇒ ③給付

## ■ 申請手続 ■

## ● 訓練促進給付金 ●

## ● 事前相談時に必要なもの

- ・ 入校希望の養成機関のパンフレット等
- ・ 児童扶養手当の受給者の方は児童扶養手当証書
- ・ ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者の方は受給者証
- ・ 合格通知（相談時にお持ちの場合）

## ● 訓練促進給付金交付申請時に必要なもの

- ・ 事前相談時に必要なもの
- ・ 在籍証明書（在学証明書）
- ・ 申請者及び扶養する児童の本籍が三条市にない方は戸籍謄本
- ・ 申請者の住所が 1 月 1 日時点で三条市にない方は現年度の児童手当用所得証明書
- ・ 振込先の預金通帳
- ・ マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカードなど）
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）



## ● 進級支援給付金 ●

## ● 進級支援給付金交付申請時に必要なもの

- ・ 申請者及び扶養する児童の本籍が三条市にない方は戸籍謄本
- ・ 申請者の住所が 1 月 1 日時点で三条市にない方は現年度の児童手当用所得証明書
- ・ 学年の記載がある在籍証明書（在学証明書）
- ・ 教材の一覧及びその支払額が確認できる書類
- ・ 振込先の預金通帳

## ● 修了支援給付金 ●

## ● 修業完了報告及び交付申請時に必要なもの

- ・ 申請者及び扶養する児童の本籍が三条市にない方は戸籍謄本
- ・ 申請者の住所が 1 月 1 日時点で三条市にない方は現年度の児童手当用所得証明書
- ・ 修業修了証明書
- ・ 振込先の預金通帳

## ■ 事前相談・各申請窓口 ■

## ● 事前相談場所

- ・ 子育て支援課 子育て支援係

## ● 申請及び報告・交付申請場所

- ・ 市民窓口課 市民総合窓口★
- ・ 栄サービスセンター 総合窓口グループ
- ・ 下田サービスセンター 総合窓口グループ

## ★市民窓口課 市民総合窓口での手続は予約ができます。

予約がない人も手続はできますが、お待ちいただくことがあります。  
 栄・下田各サービスセンターでの手続は予約不要です。

- オンライン予約：[QR コード]

- 電話予約：050-1809-8310  
 （子育て・福祉手続専用）



※ 子育て支援サイトに、その他の制度についての概要が記載されています。  
 詳細については、子育て支援課までお問い合わせください。

